

～容器包装リサイクル法に関するお手続きが不要となるかご確認をお願いします～

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるガラスびん、PETボトル、紙製およびプラスチック製の容器包装について、容器包装を利用している事業者および容器自体を製造している事業者がリサイクルの義務を負うという法律です。

貴社からは以前、①「小規模事業者」に該当する、もしくは②「利用・製造した容器包装が、最終的に家庭から排出されない(事業系のみ)」とのご連絡をいただいております。

- 状況に変化ない場合 → **手続き不要です**
- ①②に該当しない場合 → 下記までご連絡ください

◆「小規模事業者」の判断基準

業種	従業員数	売上高
製造業等	20名以下	2億4,000万円以下
商業、サービス業	5名以下	7,000万円以下

注) 従業員数と売上高の両方が満たされる場合、小規模に該当し手続きは不要です。

どちらかが超える場合は、再商品化の義務が課せられます。

【お問い合わせ先】

- ・ 再商品化の申込みが必要となった場合
→ 当協会オペレーションセンター(TEL:03-5610-6261)
- ・ 容器包装リサイクル法の内容、再商品化義務の有無について知りたい場合
→ 当協会コールセンター(TEL:03-5251-4870)